

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	特定機械等の製造時検査の代行の業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部安全課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・ <u>推薦</u> ）
<p>ボイラー等の特定機械等のうち特定廃熱ボイラーについては、製造時に当該ボイラーが構造規格に適合していること等を確認するため、厚生労働大臣の登録を受けた者によって製造時等検査を受けなければならないこととしている。</p> <p><参考>労働安全衛生法第 3 8 条 1 項、 ボイラー及び圧力容器安全規則 5 条</p>
関連公益法人名
(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会

2. 評 価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>ボイラー等の特定機械等は、内部に膨大なエネルギーを有し、構造部分の破裂、崩壊等が直ちに労働者の生命を奪い、その影響は作業場外に及ぶ可能性の高いものである。そのため、製造時の構造等について第三者による製造時検査を実施しており、労働者の安全確保を図るため、本制度の必要性は高い。</p> <p>また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 1 4 年 3 月 2 9 日閣議決定）を受けて、平成 1 6 年度には労働安全衛生法第 4 6 条で登録の要件を整備・検査機関の登録化を行い、登録要件に該当する検査機関において検査を行うことにより適正・効率的な検査を行うこととしている。</p>
1 登録機関数 2 機関
2 登録の要件

- (1) 製造時等検査を行うために必要な機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること
- (2) 必要な要件を満たす検査員が申請に係る製造時等検査の業務を行うために必要な数以上であること
- (3) 必要な要件を満たす主任検査員が置かれていること
- (4) 製造時等検査の対象機械等を製造等する者に支配されていないこと
(根拠：労働安全衛生法第46条第3項)

評価結果（事務・事業の必要性）

国民の生命及び安全への関心が非常に高く、事業場における爆発又は火災が社会的にも注目される中、ボイラーは、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、製造時においてボイラーが構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認し、労働者の安全を確保するため、本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に検査機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。

3. 特記事項

なし。